

高 圧 季 時 別 電 力

（取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧]）

2021年 7 月 1 日 実施

九電みらいエナジー株式会社

高圧季時別電力（取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧]）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	季節区分および時間帯区分	1
3	使用電力量の算定	2
4	そ の 他	2
附	則	3
別	表	4
料 金 表		5

1 対象のお客さま

この取次ぎ電気契約条件[高圧・特別高圧]（以下「この契約条件」といいます。）は、当社が別に定める取次ぎ電気供給条件[高圧・特別高圧]（以下「供給条件」といいます。）の常時供給電力の適用範囲に該当するお客さまで、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の高圧標準接続送電サービスまたは高圧時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部

2 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 重 負 荷 時 間

夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および別表（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜 間 時 間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

3 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（取次ぎ契約が消滅した場合は、原則として、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

4 そ の 他

- (1) お客様が契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないで取次ぎ契約が消滅する場合または契約電力を減少しようとする場合は、供給条件34（電力供給サービス開始後の取次ぎ契約の消滅または変更に伴う料金の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、各時間帯別の使用電力量は、増加契約電力分または減少契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

- (2) この契約条件の内容は、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、お客様による第三者への開示ができないものといたします。
- (3) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附

則

(この契約条件の実施期日)

この契約条件は、2021年7月1日から実施いたします。

別 表

（ 休 日 等 ）

この契約条件において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

料 金 表

【基本料金および電力量料金】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,731円48銭
---------------	-----------

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

(1) 重 負 荷 時 間

1キロワット時につき	17円31銭
------------	--------

(2) 昼 間 時 間

1キロワット時につき	12円22銭
------------	--------

(3) 夜 間 時 間

1キロワット時につき	9円17銭
------------	-------

3 特 別 割 引

基本料金および電力量料金の総和に対して、当社が送付する電力取次ぎ契約成立のお知らせに記載の特別割引率を適用いたします。

【臨時精算単価】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,077円78銭
---------------	-----------

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の各時間帯の使用電力量によって算定いたします。

(1) 重負荷時間

1キロワット時につき	20円78銭
------------	--------

(2) 昼間時間

1キロワット時につき	14円67銭
------------	--------

(3) 夜間時間

1キロワット時につき	11円00銭
------------	--------

【燃 料 費 調 整】

燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃 料 費 調 整 単 価 適 用 期 間
毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎 年 11 月 1 日 から 翌年の 1 月 31 日 までの 期 間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎 年 12 月 1 日 から 翌年の 2 月 28 日 までの 期 間（翌年が閏年 となる場合は、翌年 の 2 月 29 日 までの 期 間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(4) 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 5 銭 8 厘
-------------	-----------

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1 (1)によって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、1 (4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1 (1)によって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、1 (4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および1 (2)によって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします。